

令和4年第4回  
美唄市議会定例会会議録  
令和4年12月9日(金曜日)  
午前11時30分 開会

市立美唄病院事務局長 今澤清隆君  
消 防 長 菅原利彦君  
総務部総務課長 平野太一君  
総務部総務課長補佐 新 宗晃君

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

教育委員会教育長 天野政俊君  
教育委員会教育部長 阿部良雄君

## ◎出席議員(12名)

議 長 金子義彦君  
副議長 桜井龍雄君  
1 番 森 明人君  
3 番 齋藤久美夫君  
4 番 山上他美夫君  
5 番 本郷幸治君  
6 番 山崎一広君  
7 番 川上美樹君  
9 番 松山教宗君  
10番 紫藤政則君  
12番 谷村知重君  
13番 小関勝教君

選挙管理委員会委員長 中田礼治君  
選挙管理委員会事務局長 日下 聡君

農業委員会会長 今田邦彦君  
農業委員会事務局長 高橋修也君

監 査 委 員 西尾 正君  
監査事務局長 橋本光明君

## ◎欠席説明員

都市整備部長 清水真史君

## ◎事務局職員出席者

事務局 長 村谷昌春君  
次 長 門田昌之君

## ◎欠席議員(2名)

2 番 伊藤真久君  
8 番 楠 徹也君

## ◎出席説明員

市 長 板東知文君  
副 市 長 市川厚記君  
総 務 部 長 猪谷憲恭君  
市 民 部 長 松田公史君  
保健福祉部長 川西勝幸君  
経 済 部 長 土屋貴久君

午前11時30分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

都市整備部長清水真史君は、都合により欠席いたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 森明人議員

2 番 伊藤真久議員

を指名いたします。

---

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7 番川上美樹議員。

●7 番川上美樹議員（登壇） 令和4年第4回定例会におきまして、大綱2点について伺います。

1点目は、交通行政について。通院バスを含めた公共交通の在り方について伺います。板東市長の選挙公報の公約として、「通院バスなどの日常生活を支える交通手段の確保を進める」とあります。任期満了まで残り半年となりましたが、新しい病院建設が順調に進みますと、あと1年3カ月後にはオープンとなります。市内外を含めた、通院のためのバスの確保がどのようなになるのか。また、通院バスだけでなく、全市的な公共交通の在り方について、美唄市地域公共交通計画では、今までと異なる部分など、どのような特徴をもって市民の交通手段を確保するのか、市長に伺います。

大綱の2点目は、令和4年度の新年度事業において、2点お伺いいたします。

一つ目は、美唄産農産物輸出促進事業について伺います。美唄産農産物を複数国に輸出することを目指し、4月からこの事業が行われたと思います。私はかねてより、美唄の農産物は世界市場において高い評価を得ることができる。また、世界の方々に美唄の農産物を食べてもらいたいと、大きな希望を持って

おります。そこで今年度、この事業において、どのような進捗状況になっているのか、市長にお伺いいたします。

二つ目は、FM放送局整備事業について伺います。令和4年度の新規事業として、防災緊急情報の伝達やコミュニティの活性化を目的に「FM局の開設」を行うため、電界調査、送信場などの整備等に係る調査を行うという内容で、この事業を行っているところだと思います。令和4年度は残り3カ月となりましたが、調査等の結果はどのようなものだったでしょうか。本市でFM局を開設するためのインフラ整備、さらに放送内容、それらに関わる運用費用などを含め、調査状況と今後の展望について市長にお伺いをいたします。

●市長板東知文君（登壇） 交通行政について、通院バスを含めた公共交通の在り方についてであります。本市の公共交通は、市内の居住地と公共施設・商業施設・医療施設等の生活関連施設を結ぶ路線バスや乗合タクシーが運行し、市民の足を確保しているところではありますが、公共交通利用者の減少などにより、これまで以上に利便性が高く、効率的な公共交通体系の充実が求められていることから、現在「美唄市地域公共交通計画（案）」を策定しているところであります。次に、市内外を結ぶ通院バスにつきましては、地域医療構想調整会議の動向などを踏まえた広域的な医療連携体制を見据えた上、病院間の協定についての協議等が必要なほか、広域バス路線の維持・確保につきましては、現在、北海道、関係自治体等で策定している「中空知地域公共交通計画」においても検討が行われる予定となっていることから、関係機関であり

まず札幌運輸支局や近隣自治体、バス事業者などと検討を進めてまいります。次に、全市的な公共交通の在り方につきましては、新たな「美唄市地域公共交通計画」に基づき、既存のバス路線の見直しや予約運行システムを導入した、いわゆるデマンドバスの運行のほか、乗合タクシーの運行区域において、再編・拡大を図るなど、日常生活を支える交通手段の確保を図ってまいります。

次に、令和4年度新事業について、美唄産農産物輸出促進事業についてであります。この事業は、コロナ禍における米価下落対策として、農家所得の確保及び世界的にも品質の良い美唄産米の輸出への道を拓くため、複数国の市場調査を行い、その結果を踏まえ、輸出事業者と継続的な輸出契約に結びつけることを目的といたしまして、実施するものであります。令和4年度の事業内容につきましては、「一般社団法人北海道国際流通機構」を通じ、台湾において美唄産米の販売促進イベントの開催や、美唄産米に対するニーズ調査を実施したほか、現地で販売されている日本産米の販売状況の調査を行い、美唄産農産物の販路・販売拡大に向けた取り組みを進めております。また、雪の冷熱エネルギーを活用して、美唄産農産物の加工品開発や販路開拓を行っている「株式会社雪のココロ」への委託による取り組みにつきましては、タイ、台湾、シンガポール、マレーシア及びオーストラリアの5カ国において、試験販売や試食会を実施し、輸出業者との折衝などを行うとともに、意欲のある団体等が米の輸出に取り組むために、必要な事務手続きを内容としたマニュアルを作成することとしております。

こうした取り組みを進めることにより、当面の目標としましては、令和8年度には300tの米の輸出を目指しているところであります。現在、国内におきましては、自給率100%を超える米の余剰対策としまして、国を挙げて海外からの評価が高い日本産米への販路拡大への取り組みが強化されておりました。道内では東川町が令和7年度までに輸出量1,000tを目指していると同っているところでございます。本市におきましても、現在、実施中の基盤整備事業により、さらなる良質の米の生産や、多様な農産物の生産が期待できることから、基幹産業である農業の持続的な発展に向けて、美唄産農産物の輸出の拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、FM放送局整備事業についてであります。本市では、昨年水道事故における経験を踏まえ、市民の皆様への情報伝達手段の強化を図るため、今年度、コミュニティ放送の整備に向け、送信所や中継局の適地選定、電界強度の調査のほか、送信所やスタジオ整備費、放送設備等の概算費用の算出、他の自治体や放送局の視察を行ったところでございます。この調査結果といたしましては、市内を広くカバーするための送信所として市庁舎が適地とされたところであり、費用については、送信所のほか、スタジオの改修や機器整備、さらに市内全域をカバーするため、4カ所の中継局を想定していることから、現時点で総額約3億1,000万円程度の費用が見込まれているところであります。次に、開局後における市が負担する年間のランニングコストについてであります。NTT回線使用料で約500万円、機器等の保守点検費用で約300万

円のほか、市から運営事業者に対する支出として、公共情報番組委託料約1,200万円を含め、合計約2,000万円の支出を見込んでいるところでもあります。これに対する財源につきましては、整備費には過疎対策事業債が、公共情報番組の制作及び放送に係る経費については、特別交付税がそれぞれ対象となるところであります。次に、放送内容につきましては、災害時には緊急情報などの放送のほか、平時においては、地域に密着した情報番組や公共情報番組を予定しているところでもあります。市としましては、災害時の対応も含め、市民の皆さんに必要な情報を速やかに伝達できる仕組みづくりとして、コミュニティ放送の開局に向けて取り組んでまいります。

●7番川上美樹議員 まず1点目に、公共交通と通院バスについてですが、公共交通を必要とする、特に高齢者にとっては、通院だけではなく買い物について、特に荷物を持って帰るときの交通手段が必要だと思われまます。先日、産業・厚生常任委員会で、滋賀県東近江市で行われている「ちょこっとバス・ちょこっとタクシー」、こういったものについて研修してまいりました。例えば、利用者から予約のあった時のみ動くバスですとか、あるいはバス停ではなく、自宅近くで乗降できるバスの在り方や、例えば買い物のレシートが2,000円以上あれば、バスの回数券を1枚進呈するだとか、なるだけ公共交通を使ってもらおう工夫をしているということが研修で分かりました。本市でも、コンパクトシティを進めつつ、公共交通で各地域を結んでいく立地適正化計画が施行中ですので、全市的な公共交通の在り方とあわせて、市長の公約である通

院バスの在り方も市民にそろそろ具体的な運行内容が示されても良い時期かと思えます。多くの市民が通院バスには期待しているところと私は感じますが、改めてこのことについて、市長のお考えを伺います。

次に、FM放送局整備事業についてですが、この市内全域をカバーするために中継局の設置が必要であるということで、整備費用として総額3億1,000万円、ランニングコストとして年間2,000万円の費用がかかるという調査結果がご答弁で分かりました。これは4カ所の中継局を想定しているとのことなんですが、岩見沢の「FMはまなす」は、岩見沢市内の一部地域では受信時に雑音が入ったり、全く受信できない地域もありますよということで、ホームページのほうには記載がされております。ただ全域をカバーするには相当な費用がかかるのかなと思えますが、例えば美唄の場合ですと、南は峰延、それから北は茶志内、西は中村だったり、西美唄、東はスキー場ぐらいいまでを想定されているのか。それだとしても、美唄市内は278km<sup>2</sup>という面積があるということ。それから、特に東側のほうに行けば、山があったり、それから農村部にいきますと防風林が立ってあったりします。もし中継局が4カ所では足りなくて、例えば、5カ所、6カ所必要となれば、恐らく一つ建てるのに5,000万円から、二本建てるとしても1億円かかるような、試算になるのではないかなと、これは私のほうで調べた調査の金額なんですけれども、そのような費用がかかるという可能性があるかなと思えます。それから、やはり機械ですので、故障が出るという場合もあるかと思えます。もちろん市長のおっしゃる

コミュニティ放送、プラス断水のとくに非常に情報が伝わらなかったということで、防災のための情報を伝えるために、美唄市の全地域がFMラジオに番号、ダイヤルを合わせていただければ常にそういう情報が伝わるという必要性は感じますが、かなり高額だなと感じます。今後、本市独自に放送局を設置・運営して、それを続けるということに対して、財政的な不安を感じます。多くの市民は、既にスマートフォン持っておりますので、そこから情報収集できる方も多いので、このFMラジオを聞くというためには、アプリケーションをダウンロードするということが必要だったり、それから開局するからにはFMのダイヤル、FM76.3Hzとかですね、その番号を全市民に周知しなければ意味がないですよ。せっかくやっているのに知らなかったよというのであれば、意味がないということ。そういったことを考えると、現在SNSで行っている美唄のアプリですとか、地デジ広報なんかも絡めた情報伝達のほうを強化しながら、それを補う仕組みとして、これ一度にやるのはお金があればいいんですけども、そうではなくて段階的に、例えば母町から、それから何かあった場合には、その周辺には違うアナログ的な方法で災害時は連絡をするだとか、そういったシステムを作っていくって、段階的にコミュニティ放送を整備していくという方法もあるのではないかなと思います。改めて、このことについてどう考えるか市長に伺います。

●市長板東知文君 公共交通についてですが、通院バスを含めた公共交通の確保につきましては、予約型の区域運行を行うデマ

ンドバスの効果的な運行や、乗合タクシーにおいて、運行区域の再編・拡大を図るなど、今回の計画において、指摘の点も含めて、本市にふさわしい公共交通となるよう、検討をさらに進めてまいりますし、さらに、他市の取組状況を十分踏まえながら公共交通の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、コミュニティFM整備の実施についてであります。大規模停電などの災害においても、市民の皆さんに情報を速やかに届ける手段として、コミュニティ放送は重要な役割を果たすものと考えているところでございます。このため市としましては、「市民の皆さんの命と暮らし」を守るため、基本的には全ての地域に速やかに情報を伝達できるツールとして、やはりFMがあるということで検討しているところでございます。そういった視点からですねコミュニティ放送の開局に向けて取り組んでいるところでございます。また、整備等に係る財源の問題でございますけれども、これにつきましては、整備については、先ほど申し上げました過疎対策事業債、交付税算入7割、これを活用するほか、運用経費においても、特別交付税の対象経費となっておりますので、こういったものを活用しながら、整備運用を努めてまいります。今後とも、さらに経費の縮減、こういったものとともに、さらなる財源の確保に向けて一層取り組んでまいりたいと考えてございます。

●7番川上美樹議員 もう一度お伺いをいたしますけれども、FM放送についてなんです。早急に取り組むということで、多額の費用がかかるけれども、全市的に情報が行き渡

る、さらにコミュニティの放送も聞けて、美唄の情報が市民の皆さんに行き渡るようにしたいという市長の思いかと思うんですけども、何せ費用が非常にかかるということで、一度にはどうかなという思いがあります。ただ市長としては、やはり一度に、全市民に情報を渡したいということですので、これは新年度から開設ということで、よろしいでしょうか。時期はいつやろうと思ってらっしゃるのか、伺います。

●市長板東知文君 今回、開設に向けた調査ということでございますけども、これは第一弾の調査ということで、さらに詳しい、ご指摘の点も含めて、さらなる詳しい調査で、できるだけ早い時点で実施に向けていきたいと考えています。実施に向けての段階的というご提案もありましたけども、そういったことも含めて、どういったほうが美唄にとって一番ふさわしいか、基本的には災害含めて、なるべく早急につてことは基本でございますけども、そういう点も含めて十分検討させていただきたいと思っております。

●議長金子義彦君 次に移ります

4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員（登壇） 令和4年度第4回定例会において、大綱1点、地域おこし協力隊について、市長にお尋ねいたします。

市長は3年前の就任時に、地域おこし協力隊を増員し、美唄市の活性化の原動力にしたというお話をされておられました。そして現在は、地域おこし協力隊員が21人まで増え、市内の様々な分野で活躍されている話を数多く耳にするところでございます。さらに、アルテピアッツァ美唄やツーリズムマネジメン

トなどで8人の新たな地域おこし協力隊員を募集しており、彼らによる美唄市の活性化に大いに期待するところであります。地域おこし協力隊を主管する総務省では、地域おこし協力隊について、次のように定義しています。

「地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地域産品の開発・販売・PR等の地域協力活動を行いながら、農林水産業への従事、住民支援など、その地域への定住・定着を図るのが目的」と明記されております。

その目的の中で一番重要なことは、協力隊員が地域活性化の活動後に、その地域に定住・定着を図るということが最も重要な目的だと考えております。しかし、美唄での現状は協力隊員が移住や関係人口の拡大を図る目的で、1年から3年の活動期間を経て、美唄に残りたいけども残れない。また、残りたくないという思いで去っていく隊員がいるとすれば、美唄市にとって、甚だ残念なことであり、現実には多くの隊員が美唄から遠ざかっていることは、当市にとってプラスなのかマイナスなのか、疑問が残るところであります。最近、協力隊員の方々から耳にすることは、地域おこし協力隊として、美唄に赴任し活動を始めたが、目指した目標と市が希望する活動内容にずれがあり、また、活動の分野を広げたいが、所属部署の範疇でしか計画が立てられず、考えていた構想の実現が難しいなどの活動の難しさを耳にするところであります。そのような中でも、協力隊員の方々から対話する中で、任務終了後に美唄に根をおろしたい、新たな事業を起こしたい、ご縁があれば美唄で就職したい、趣味や特技を生かして起業し、

第2のふるさとにしたい、などの隊員の思いを耳にするところであります。しかし、現在、地域おこし協力隊員が任務終了後、美唄に定住された隊員はまだ3名しかいないと思いますが、この数字は他市の状況と比較して、多いのか少ないのか、とても気になるところであります。協力隊員の定住数について調べてみました。総務省の令和3年の報告では、全国で8,080人の協力隊員のうち、任期終了後に任務地域に定住した人数は4,292人で、実に53.1%の隊員が活動地に定住していますが、北海道は特に定住率が高く、72.9%と報告されております。また、定住した隊員の動向につきましては、新しく事業を起こす、つまり起業した隊員が41.4%、定住地の企業に就職した隊員は39.1%、農業・林業への就業は11.5%の数字が報告されており、全国と美唄市の定住率を比較して、その差の大きさに愕然とするところであります。美唄市への定住を増やすための方策としては、市が協力隊員に対して、任務中に美唄市への愛着を持ってもらう工夫や地元企業への就業促進のために、協力隊員と地元企業の定期的なマッチングや交流の場の提供、また、市民と協力隊員の交流の場の創出などが考えられます。さらには、美唄市で定住し、起業することを支援する方法としては、今現在、定住者に100万円の支援金制度や、最大300万円の助成が受けられる「美唄市中心街空き店舗活用促進事業」などがありますが、これらの支援策は起業資金のための100%ではなく、2分の1や3分の1の自己負担が生じることとなり、隊員にとっては起業する場合、借金をするなどの重圧がかかり、定住し、起業する際の大きなハードル

となっております。全国では、地域おこし協力隊の定住、起業支援を行っている自治体は数多くありますが、例えば、人口1万人程度の岐阜県八百津町では、定住支援策として、住宅の新築、購入、改修や事業活動などに補助率100%で、200万円の支援をしており、隊員の定住に力を注いでいます。それらに比べ、美唄市の支援はまだまだ検討する余地があるのではないかと考えております。もう一つ隊員の定住を妨げている要因としては、協力隊員が募集要項に従って、様々な夢を抱いてやってくるが、配属された部署で、最初にぶち当たるのは、縦割り行政の弊害と隊員が思い描いた活動とのミスマッチであります。私が地域おこし協力隊員と話し合うときに感じることは、斬新なアイデアと夢を抱き、それを実現しようとする隊員の苦悩と、それを生かすことのできない雇用者として、市の隊員管理に疑問を感じるところであります。管理する役所の担当者は日々の業務に追われて、隊員のきらりと光る提案や計画に気がつかずに、隊員の意欲をそいでいくようなことがあってはならないと思います。以上の点を鑑みて市長に質問いたします。

1番目に、美唄市は他の自治体に比べて、地域おこし協力隊員の定住率が低いですが、その原因はどこにあるとお考えなのか。また、地域おこし協力隊に対して、定期的な意識調査などはされているのか、お伺いいたします。

2番目に、地域おこし協力隊員の定住者をいかに増やすか。何らかの対策は考えておられるのか、この点についてお伺いします。

●市長板東知文君（登壇） 地域おこし協力隊の任務後における定住率についてでありま

すが、平成23年度以降受け入れた隊員は37名で、これまで退任した14名の隊員のうち、定住している方は3名で、定住率は21.4%となっております。市といたしましては、派遣終了後も地域にとどまっていただけよう取り組んでまいりましたが、職業や住居など地域、隊員、行政の三者が一体となって支援体制をとることが必要であり、課題となっていると考えているところでございます。次に、定住に向けた調査につきましては、隊員それぞれの活動状況報告書や定期的なミーティングなどにより、活動実績を把握するとともに、毎年、任期終了後の意向調査を行っているところであります。

次に、地域おこし協力隊の定住者増加策についてであります。地方においては、急速に進む人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面している中、一方では、若者を中心に地方志向、田園回帰という流れが進んでおり、このようなことから、地域に変化を生み出す、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているところでございます。このような中、「地域おこし協力隊」は、地域の担い手として活躍するにとどまらず、職員とともに、地域住民との交流が地域の課題解決や新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待できるものと考えております。このため、隊員の定住に向けましては、地域とのつながりを深めながら、活動内容の充実を図ることが大変重要と考えておりまして、これまで実施してきた新たな事業を起こすための助成事業に加え、今年度におきましては、広報紙メロディーでの隊員

の活動紹介のほか、協力隊同士の横の連携を図るための交流会の開催や視察研修などを実施し、活動の充実に努めてきたところであります。また、今月中旬には隊員と美唄商工会議所職員や会員との交流会を開催するほか、退任後の市内企業への就労相談をはじめ、新たに事業を起こすための起業に対応した助成制度の説明会なども予定しているところであります。今後におきましても、隊員の皆さんにとって活動しやすい環境づくりに努め、引き続き、定住に必要な支援策の拡充に向けて取り組んでまいります。

●議長金子義彦君 一般質問中ですが、山上議員の再質問は午後からといたしたいと思えます。午後1時10分まで休憩いたします。

---

午前12時07分 休憩

午後1時10分 開議

---

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き会議を開きます。山上議員の再質問から入ります。

4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員 隊員からは、日頃、私も会話をする機会がありまして、いろんな相談を受けることがございます。隊員から聞こえる声としては、行政の縦割りによる活動のしづらさ、退任後の就労や起業の不安などの意見をよく耳にするところですが、隊員を雇用する側として、市は日頃から隊員体制の意識調査や隊員が困ったときに相談できるような組織体制をつくる必要があると感じております。隊員から聞こえてくる所属担当者とのミスマッチと思われる声をいくつか報告いたしますが、一つとしては、「そのアイデアは

いいけれども、他の部署と相談しないと進められないよ」と。また、「いつ他の部署と打合せできますか」と尋ねると「調整してからね」と、かなりその調整に時間がかかる。「打ち合わせしたけれど、いつになっても返事が来ないんです」という声も聞くところがございます。隊員の不満を耳にすると、いつも思うことは、非常に良いアイデアを持っていると、きらりと光るダイヤモンドを見つけられない。ましてや磨けないでいることは、美唄市にとっても残念なことだと感じているところでございます。また、市民の地域おこし協力隊に対する認識が浅く、市民から聞こえてくる声は、「地域おこし協力隊ってたくさんいるけど、何をしているの」、また「地域おこし協力隊はどんな行動をしているのかよく分からないんだけど教えてくれる」、さらには「給料は美唄市が出しているんだよね」と、給料を出すことが痛ましいかのような問い合わせも聞くところがございます。せっかく意欲を抱いて、美唄に赴任してくれた隊員が市民に理解されないままに、任務を終えていくことは非常に残念であり、隊員が市民と関わりながら、市民に溶け込み、美唄を愛して、美唄を活性化してくれるような活動環境を整えていくことが、雇用者である美唄市の責任であると考えます。そこで、彼らが生き生きと活動できるための方法としてありますが、いくつか提案させていただきます。一つは、協力隊員と担当部署のマッチングミス無くす。さらには、定期的に市民と協力隊員が交流や対話する機会を用意する。また、隊員が美唄で就職できる環境づくりのために、市内企業との交流の場を設ける。さらには、隊員が定住する際の支

援を拡大し、支援の際の自己負担を少しでも軽くする等の事業を雇用者である市としては、定住のための事業を展開していただきたいと存じます。全国の自治体では、まちの活性化の原動力となりうる協力隊員の定住対策に手厚い助成を行う自治体がたくさんありますが、美唄市も協力隊員の定住者が増えるよう、さきに述べましたような対策を考えていただきたいと思います。以上のようなことについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

●市長板東知文君 地域おこし協力隊の定住者増加対策についてであります。隊員に安心して活動に従事していただき、任期終了後の定住につなげていくためには、地域おこし協力隊の意向を十分踏まえ、新たに事業を起こすための起業に向けた助成事業の充実のほか、商工会議所などの関連団体や地元企業との連携など、地域とのつながりをさらに深め、就職や起業に結び付けていく必要があると考えているところでございます。そのため、今年度より担当職員を新たに配置し、支援体制を強化したほか、現在、東川町などへ研修視察や、さらに定住・起業に向けての研修会を随時開催してきたところでございます。また、助成制度、支援につきましては、起業するときの準備支援金として100万円のほか、「美唄市中心市街地空き店舗等活用促進事業」や「美唄市新規創業新分野進出補助事業」、こういった制度の在り方も含め、さらに支援できるよう、検討してまいります。次に、隊員に対する相談体制やサポート体制の状況につきましては、着任時におけるオリエンテーションや各地域で行われている隊員向けの研修案内のほか、今年度においては、まちづくりに関す

る私の講話をはじめ、隊員と職員との交流会の開催、さらに本庁舎2階にいわゆる交流スペースとしまして、地域協力隊専用のスペースを設けるなど、相談体制やサポート体制の構築に努めてきたところでございます。本市におきましては、人口減少・少子高齢化という中で、地域の担い手づくり、担い手確保ということが非常に大きな課題となっております。こういった中で、地域おこし協力隊の皆さんには、新たに地域の変化を生み出す地域づくりの担い手として、定住していただけるよう、さらに必要な支援に努めてまいります。

●議長金子義彦君 次に移ります。

9番松山教宗議員。

●9番松山教宗議員（登壇） 令和4年第4回定例会において、大綱2点について、市長にお伺いします。

大綱1点目は、環境行政についてであります。一つに、合同墓の取組状況についてです。平成20年代に入り、家族一族による継承を前提とした、お墓に対する市民の意識変化や、次世代が出身地から離れ遠方で生活をしている、少子高齢化、単身世帯の増加などによる構造上の変化もあり、また、お墓の維持管理面などで、墓じまいがあるなど、受皿の一つの選択肢として、公共合同墓の設置が各自治体において始まりました。本市も設置に向け、他の自治体に先んじて合同墓に関する調査・研究を開始し、平成29年には市民ニーズを把握するための市民アンケート調査を行ってきましたが、それから設置に向け、数年が経ち、令和2年12月第4回定例会において、一般質問での市長の答弁には、設置場所、規模感、整備の必要性、来年度に着手などのス

ケジュール等が示されるとともに、設計段階において、提案型のプロポーザル方式の検討の答弁があり、令和3年第1回定例会での予算審査特別委員会では、主に予算や規模について、従前よりかなり大きく変わり、実態に合わないのではないかと。積算根拠はどうか、などと建設・設置を前提に本市の状況を考えたときに、規模感や積算根拠、財源などの議論が大きくありました。それを受け、令和3年6月第2回定例会では、美唄市合同墓整備基本計画が示され、実態に見合った規模の見直しが図られるなど、道内各自治体の設置状況からすると遅れをとりますが、本年着工され、完成し、10月に無事に供用開始がされました。その後、新聞報道等で建設工事が終わり、受付申請も始まり、供用開始とともに埋蔵が進められている旨の記事がありました。待ちに待った市民がいたと聞き及んでおりますし、注目度が高く、とても必要な公共施設の一つであると、印象を受けております。そこで、供用開始約2カ月が経ちましたが、まず、本年度、申請及び埋蔵状況についてありますが、申請に係る周知方法及び申請手続きの際に留意したことについて。また、担当課において受付対応されているということですが、これまでの申請件数の内訳、市内または市外など、埋蔵件数、埋蔵時の対応についてどのように進められ、スムーズな対応がされたのか、取組状況について伺います。そして、私も建設中や完成した後に合同墓を見に行きましたが、現在、その周辺環境を見ると、正面に土が盛られ、通路などができていますが、舗装などではなく、ただ合同墓があるみの状況でありました。そこで、これまであ

る程度の周辺環境整備などを進めるというお話もありましたが、既に冬季間ですが、今後どのように進めていくのか、今後の考え方について、市長に伺います。

大綱2点目は、地域医療行政についてであります。一つに、新病院の建設についてであります。現在、本市では、新病院の建設について進められております。ここ10年程度の推移を伺うと、2011年には東日本大震災が起こり、その復興や2020年には東京五輪、パラリンピック開催に向けた建設ラッシュ、また、日本列島では度重なる自然災害による災害復旧工事など、建築資材をはじめ、人件費などの値上がりが続き、以前より社会情勢として想定されていたように、オリンピック終了後も止まらず値上がりが続き、本年にも世界情勢も相まって、原油高騰や物価高騰などが重なり、これらの影響による建築資材の高騰や調達困難、働き方改革も含め、人材の確保、人件費の高騰など、大きなリスクがある状況が続いております。札幌の生コンクリート組合が、来年4月から生コン価格を3割値上げするなど、資材、人件費、エネルギー価格などが上昇しています。隣の岩見沢市では、東京五輪パラリンピックに伴う建設ラッシュの後も人件費や輸入資材価格の高騰が続いたことから、市立岩見沢病院と中央総合労災病院を再編統合する新病院建設基本計画、今年10月13日に策定、公表されたものにおいては、開院を1年延期し、2028年春とし、病院の規模は延べ4万平米の規模で、概算事業費総額242億円、1平米あたり60万円と試算しております。一方、令和3年3月に策定した美唄市の病院建替え基本構想計画においては、1平

米あたり45万7,000円、令和4年3月に策定した病院の基本設計書では、1平米あたり45万5,000円を想定されております。

そこで1点目、積算価格についてですが、新聞報道によれば、現在の病院建設の単価は、1平米あたり55万円から60万円となっており、岩見沢の新病院も60万円となっております。本市が令和3年3月以降、約2年間、1平米あたり45万円の試算となっておりますが、そういう差異を見ると、工事費が低い印象を受けます。そこで、その差異について改めて伺います。

2点目は、来年度予算に盛り込まれる建築工事費の積算の考え方についてですが、日々、様々な価格が高騰している中で、どのような考え方、手法のもとに積算を行うのか、伺います。

3点目は、過疎債及び病院事業債に係る交付税措置についてですが、22.7億円の財源として、過疎債及び病院事業債の活用をすると、本市の基本設計説明書に記載されています。病院事業債は、元利償還金に対して、交付税措置される上限額は、1平米あたり40万円で、残りは市の負担となっております。つまり、高騰が続けば、市の負担がそのまま膨らむこととなりますが、交付税の建設費の単価という実勢単価の違いについて、どのようになっているのか伺うとともに、本市の負担を減らすためにどのように対応するのか、伺います。

4点目は、医療機器等整備費用についてですが、医療機器等整備費用も令和3年3月以来、2億円となっております。様々な分野において、価格が高騰しておりますが、新

病院建設にあたって、どのように積算をするのか、その考えを伺います。また、情報システム関連も含め開院まで調達が可能であるのかも、あわせて伺います。

5点目は、開院時期についてであります。現在、車やカメラ、トイレの什器など、様々な分野で入荷が遅れておりますが、岩見沢市の計画では、世界情勢の影響による建築資材の高騰や調達困難などのリスクを踏まえ、今後の設計工事に要する期間を精査し、開院目途を1年延期し、2028年春に開院を目指すとしております。建築資材もさることながら、医療機器等も高騰や調達困難などのリスクを考えると、開院時期についても精査が必要でないかと考えますが、どのように考えているのか市長にお伺いします

●市長板東知文君（登壇） 環境行政について、合同後の取組状況についてであります。申請に係る周知につきましては、広報紙メロディー9月号及び市ホームページにおいて周知を図り、9月5日より申請相談の受付を開始したところであります。次に、申請手続きについては、事前に予約受付を行った上で申請受付を実施し、11月末現在で169件の申請件数となっております。次に、申請の内訳につきましては、市民の方からは、埋蔵に係る申請が46件、生前予約に関わる申請が117件、また、市外の方からは、埋蔵に係る申請が2件、生前予約に係る申請が4件、合わせて169件となっております。なお、埋蔵の際には、市の担当者2名が立ち会いの上、10月17日から10月28日までに、31件の納骨を執り行ったところであります。

次に、周辺環境整備の今後の考え方につき

ましては、令和5年度に外構工事として、周囲の景観との調和に配慮し、土盛り部分の緑化や植栽及び駐車場から合同墓までの舗装工事など、隣接する美唄斎苑と一体となった周辺環境整備を予定しているところでございます。

次に、地域医療行政について、新病院の建設についてであります。建替えにあたっては、病院建設という特殊性、専門性の観点から、発注方式としては、デザインビルド方式、いわゆる設計・施工一括発注方式・公募型プロポーザルを市として初めて採用いたしました。また、先月29日に私が立会いのもと、事業者である「市立美唄病院建替え事業受注コンソーシアム」から9名が参加しまして、実施設計の中間報告において、現時点では建設物価の状況や社会情勢の悪化による工期への影響がないことについて、説明を受けたところであります。建設事業費につきましては、事業者との「市立美唄病院建替え事業に係る基本協定書」第7条第3項により、当初見積書等における事業費は事業規模金額を基準に協議すること、及び同条第4項により、発注者及び最優秀提案者は、当初見積書等の内容について、価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行うこととされております。このことから設計見積書等の内容について、来年2月末の実設計業務期間までに、価格の交渉を行ってまいります。

次に、交付税措置等につきましては、公立病院施設整備に係る建設基準単価の増額について、全国市長会も含め、国へ申し出を行っているところでございます。

次に、医療機器及び情報機器の整備につきましては、早期発注を行うなど、納品等に遅延がないよう努めてまいります。

●9番松山教宗議員 1点目は、合同墓についてであります。令和5年度の工事の必要性は認識しつつも、財源が本市にとって、新病院建設など、財政的に厳しい面があるのかなと思ってございます。今後の合同墓に関する取り組み、周辺環境について市長の考え方を伺いたいとともに、今、申請を受け付け、埋蔵時の対応はスタートしたばかりでありますので、担当課で進められていると思います。今後、そういう対応を担当課で行っていくものなのか。あるいは委託、指定管理等を考えているのか、伺いたいと思っております。

2点目は、新病院についてであります。現在の社会情勢を踏まえると、当初の事業費の増額となることが考えられます。今後、実施設計が完了し、事業費が確定した場合や工事請負契約後など、これまで大型工事の変更契約においては、議会の議決の案件はなかったと聞いておりますが、工事着工後においても、建設費の高騰が十分に予想される状況にございますので、その場合はどのように対応を行っていくのか伺います。また、建設費が上がれば、その都度、契約変更を締結として議会の議決を行うような考えはあるのかについてもお伺いしたい。

●市長板東知文君 今後の合同墓に関わる取り組みについてであります。令和5年度においては、周辺環境整備を予定しているところであり、より市民に親しまれるような、より良いものを作ってまいりたいと考えております。なお財源については、引き続き、過疎

事業対策債を充てて、市民負担を減らせるよう努力してまいりたいと考えております。次に、今後の対応につきましては、申請から使用料収入までは市で行い、埋葬時の対応については、美唄斎苑の指定管理者への業務委託を予定しているところでございます。

次に、新病院建設について、今後の議会への説明等についてでございますが、事業内容に変更が生じた場合においては、2月中に議会へ報告を行うとともに、継続費の変更を行う場合においては補正予算を提案させていただきたいと考えているところでございます。いずれにしましても、現在、デザインビルドということで、実施設計を受注者がコンソーシアムといろいろ検討してございます。そういった中で、最終的には価格交渉を市との間で行い、最終的には2月の段階で金額が確定するという形になってございます。その時点で必要な対応を予算等の説明を含めて、しっかり対応したいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

5番本郷幸治議員。

●5番本郷幸治議員（登壇） 令和4年第4回市議会定例会にあたり、大綱3点について市長並びに教育長に伺います。

大綱の1点目は、医療行政について。市立美唄病院の建替え計画について伺います。新病院の事業工程が9月の第3回定例会で、地域医療体制等調査特別委員会の資料では、都市計画法に基づく開発許可申請を今年の10月から11月下旬にかけて行い、11月から翌年の2月までに、建築確認の申請を行う工程が示されました。現時点でのこれらの工程は予定どおり進められているのかどうなのか、まず

この点についてお伺いします。次に、建築工事の工程については、13カ月の工程となっておりますが、本当にこの計画どおり進めることができるのでしょうか。現在、諸物価の高騰や未だ収束の見えないコロナ禍の影響により、物流の悪化がとりわけ目立つ中、私は13カ月の工程では到底、間に合わないのではないかと思えてなりません。また、こうした悪条件の環境下で、9月に示された建築事業費等に変更が生じないかも伺います。

次に、大綱の2点目は、福祉行政について。高齢者等の除排雪について、現在、市では間口除雪を実施し、市道除雪後、置いた雪を間口2.7m程度を除雪する事業を行っております。対象世帯は70歳以上で構成されている世帯、また、身障手帳の等級が1・2級の方で構成されている世帯等が対象で、費用負担は市民税非課税世帯から課税世帯まで、それぞれの要件に従い、負担割合を設定して実施しております。しかし、同じ高齢者であっても、まだ体が動くなど、身体的にお元気な方はともかく、介護認定を受けた高齢者や身体に障がいのある方にとっては、間口もさることながら、玄関先までの除雪自体も非常に困難をきたすことが伺えます。個人的なことではございますが、冬季間で一番市民相談が多いのは、比較的高齢者が多く住んでおります進徳東団地、いなほ団地、南美唄団地にお住まいの方からの玄関先の除雪の市民相談を多く受けております。そこで、以下についてお伺いします。間口除雪制度の対象世帯を介護認定を受けた高齢者や障がいのある方に拡充し、除雪の範囲を間口も含め、玄関先や窓回りの除雪を支援するお考えはないのか、お伺いし

ます。

その二つ目として、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてでございます。厚生労働省の地域介護・福祉空間等施設整備交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの整備、非常用自家発電の設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る換気設備の設置等について補助する事業です。なお、補助率は国が2分の1、自治体が4分の1、事業者が4分の1となっており、事前に地元の各施設等に対して計画等について調査をし、その調査結果に基づき、予算の用意をする必要があります。補助事業を実施する場合には、道宛てに協議書を提出する必要があり、実施については、道の審査及び厚生労働省による判断により、交付の可否や交付額が決定します。年々、激甚化・頻発化する自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者等を守るための取り組みを後押しすることは大変重要であり、事業者のニーズを把握しながら、地域介護・福祉空間整備等の施設整備交付金を積極的に活用すべきと考えますが、市長の見解を伺います。ここで、既にこの事業が本市にありまして、実施しているのであれば、その現状はどのようになっているのか伺います。

次に、大綱3点目は、教育行政について、教育長にお伺いします。教育委員会の補助金の取り扱いについてでございます。平成26年度、イリス弦楽四重奏団美唄コンサート並びに風間杜夫落語独演会トークショーの二つの補助事業に対して、交付しました美唄市民会館文化補助事業補助金について、不正があっ

たとして、当時関わった、既に解散していませんNPO法人美唄市文化協会の理事長及び職員1名を平成30年7月11日付けで、札幌方面美唄警察署長宛てに教育委員会補助金を着服したとして、刑事告訴をしました。その後、令和2年5月28日付けで札幌地方検察庁岩見沢支部から嫌疑不十分との理由で、不起訴処分とした旨の通知がありました。この案件で旧市民劇場の調査依頼をした個人連盟の方にも、市民の一部の方から心ない中傷批判をされるなど、こういう状況に置かれていることに対して、教育委員会としてどのように重く受け止めておられるのか。また、不起訴処分の通知から2年以上経過している現在、こうした市民を巻き込んだ、補助金の取り扱いについて、どのように検証をされ、今後の補助金不正受給対策として、具体的にどのように検討されたのか、教育長にお伺いします。

●市長板東知文君（登壇） 医療行政について、市立美唄病院の建替え計画についてであります。都市計画法に基づく開発行為申請につきましては、12月中旬に北海道へ申請するところであり、また、建築確認申請につきましては、12月下旬に申請手続きを行ってまいります。次に、建設工事の工程につきましては、病院建設という特殊性、専門性の観点から、発注方式としてデザインビルド方式、いわゆる設計・施工一括発注方式・公募型プロポーザルを市として初めて採用し、このことにより、品質の向上、コスト縮減、工事期間短縮の効果が期待されているところであり、また、先月29日に私立会いのもと、事業者である「市立美唄病院建替え事業受注コンソーシアム」から9名が参加した、実施

設計の中間報告において、現時点では、建設物価の状況や社会情勢の悪化による工期への影響がないことについて説明を受けたところであります。建設事業費につきましては、事業者との「市立美唄病院建替え事業に係る基本協定書」第7条第3項により、当初見積書等における事業費は、事業規模金額を基準に協議すること及び同条第4項により、発注者及び最優秀提案者は、当初見積書等の内容について、価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行うこととされております。このことから、設計見積書等の内容について、来年2月末の実設計業務期間までに価格の交渉を行ってまいります。なお、事業内容に変更が生じた場合には2月中に議会へ報告を行うとともに、継続費の変更を伴う場合においては、補正予算を提案させていただきます。

次に、福祉行政について、高齢者等の除排雪についてであります。本市における高齢化の進展に伴い、間口を含め玄関先や窓周りの除雪については、非常に大きな課題となっているところと認識しているところでございます。このため、地域包括ケア推進条例に基づき、自助、互助、共助に基づくそれぞれの役割において、互助の中心となる社会福祉協議会に登録しているボランティア団体などの活用や町内会単位での支援による除雪に関する組織体制を立ち上げ、除雪の担い手を含め支援の仕組みづくりに向けて、全市的な観点から検討してまいります。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてであります。介護事業者のうち、定員29人以下の地域密着型施設

については、市が窓口となり、また、30人以上の広域型施設については、北海道が窓口となっているところでもあります。また、毎年北海道から送付されます通知につきましては、地域密着型施設への周知に努めているところでございます。次に、交付金を活用する実施主体は、民間等の事業者と交付要綱で定めており、申請に基づき対応するものでございますが、これまでの交付金につきましては、本市において、平成27年度以降2件の申請があり、このうち1件が採択となっているところでございます。なお、こういった交付金等につきましては、積極的に活用を進めるよう、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君（登壇） 補助金の取り扱いについてであります。美唄市民会館文化補助事業補助金につきましては、平成26年度の当該補助金について、虚偽の補助申請及び補助事業等実績報告書の提出があった可能性があるとして、元市民劇場の役員による調査依頼書が教育委員会に提出がありました。この調査依頼を受け、平成30年7月11日付けで札幌方面美唄警察署長あてに、教育委員会補助金をさく取したとして告訴状を提出しておりましたが、令和2年5月28日付けで、札幌地方検察庁岩見沢支部から不起訴処分とした旨の通知がありました。このことによって、調査依頼をされた方が批判を受けていることについて、私といたしましては、この調査依頼自体が、決して誤った行為ではなく、批判を受けるべき内容のものではないと考えているところであり、誤解をまねいたことに対しまして、お詫び申し上げます。次に、

不起訴処分後の検証については、教育委員会議の中で、刑事告訴に至る経緯や不起訴処分となったことに対する認識等について協議してまいりました。この協議を通して、刑事告訴などの重要案件については、法令や条例、規則に基づき、慎重な判断を行っていくことが必要であるという共通認識に至ったところでもあります。また、補助金交付に係る事務については、当該申請に係る書類等の審査や必要に応じて行う現地調査等により当該申請内容の確認行為の実施など、今後とも法令や条例、規則に基づき、適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

1 番森明人議員。

●1 番森明人議員（登壇） 大綱1点、福祉行政について質問いたします。

まず、加齢性難聴について、10月に高齢者の方から相談を受けております。内容は、市役所窓口での説明が聞き取りにくい。年のせいか聞き取れないので、家内と市役所に行き、聞いていただいているということです。お尋ねした高齢者の方は1人で来ても聞き取れない。聞き取れないから、担当者の話がかみ合わない。何度も聞くのが恥ずかしいと言っておりました。私は検証してみようと思いましたが、今週月曜日から水曜日の間に市民課の窓口前にて動向を見てみました。高齢者の方、特に男性が要件の場合は、奥様と来ている割合が非常に多いということが分かりました。ここ最近ではコロナ感染の予防のために、パーテーション越しに話すことが避けられない状況となっており、特に高齢者の方には、何らかの対応が必要と考えております。そこで、

市長に3点ほどお伺いいたします。

1番目に、本市、高齢者の加齢性難聴者の割合を伺います。

次に、本市窓口業務における加齢性難聴者への対応であります。各窓口ごとに工夫し、対応していると思っておりますが、現在は、一部の自治体、老人ホーム、病院、空港、JRなどで導入されている難聴者、高齢者を音でサポートするスピーカーの導入が進んでおります。スピーカーは音を上げなくても、クリアな音が遠くまで届き、難聴者や高齢者が聞き取りやすいスピーカーとなっております。最近では高齢者による難聴だけではなく、難聴が低年齢化しているということと、障害者手帳の範囲に入らない隠れ難聴の方も増えております。2016年4月、障がい者差別解消法が施行されたこともあり、公共のバリアフリー化は、福祉のまち美唄として取り組むべきと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に3点目、加齢性難聴の方への補聴器購入補助についてお伺いいたします。加齢性難聴は、加齢とともに高い音から徐々に音が聞こえなくなり、60歳以降のかなりの割合で難聴があるとされております。加齢性難聴の特徴として、例えば、伊藤、佐藤こういう名前を言っても、一緒に聞こえているのが現状であります。また、電子レンジの金属音「チーン」という音がありますが、この音も聞こえなくなっているようです。また、ガスにかけている鍋などの沸騰音、また車のクラクションの音も聞こえず、家庭にある火災報知機の「ピー」音、こちらも聞き取りにくいということで、大変危険な状況です。言葉が聞こえにくくなる。つまり、難聴を放置すると認知

症が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで、閉じこもり、うつ、認知症、それから、寝たきりになりやすい、このことが統計で挙げられております。市長、補聴器は外部からの聞こえの情報を受けることによる認知症の予防であったり、将来的な医療費の削減、また、介護費用、その他の削減を考えれば、決して大きなものではないと考えております。加齢性難聴の方への補聴器購入補助を美唄市でも取り組んでいただきたいが、市長の考えをお伺いいたします。

●市長板東知文君（登壇） 福祉行政について、加齢性難聴についてであります。国立長寿医療研究センターの「全国高齢難聴者数推計と10年後の年齢発症率—老化に関する長期縦断疫学研究」によりますと、25デシベルを超える軽度以上の難聴者の全国の割合は、60歳以上では48.8%であるとの推計値が示されております。本市におきましては、難聴者数の調査は行っておりませんが、令和2年に行った美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、耳の病気で治療している方は、690人のうち42人で、6.1%の割合となっております。

次に、本市の窓口業務における聞こえづらい方への対応につきましては、聞こえづらいと思われる方が窓口に来られた場合、少し大きめの声でゆっくりと説明し、さらには、文字を記載し説明するなど、様々な方法により工夫して対応しているのが現状でございます。また、現在窓口では、コロナ感染症予防のためパーティションを使用しており、使用していない場合と比較しまして、聞こえづらい環

境にありますので、今後につきましては、音声拡大スピーカーを設置し、市民の皆さんがより聞きやすい環境で窓口を利用できるよう、対応してまいります。

次に、加齢性難聴の方への補聴器購入補助につきましては、高齢化に伴う全国的課題であることから、国の公的補助として制度化されるべきものと考えており、これまでに全国市長会を通じ、軽度・中等度難聴者の補聴器購入について、国の制度で対応するよう要請しているところでありますが、本市といたしましても、他の自治体の取組状況、例えば、現在人事交流を行っております東川町では既に補助制度を行っているところでございます。こういった取組状況を引き続き調査し、さらに検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。本日はこれをもって延会いたします。大変ご苦労さまでした。

---

午前12時07分 散会

